

長浜市消防団

消防団員行動マニュアル

平成30年7月策定

令和7年4月改定

目 次

1	総則	
1－1	本マニュアルの目的	2
1－2	活動時や参集時における安全管理	2
1－3	消防団活動における連絡系統	3
2	火災発生時における行動	
2－1	初動体制	4
2－2	活動体制	5
2－3	収束時における撤収等	5
3	地震災害発生時における行動	
3－1	活動体制	7
3－2	収束時における撤収等	8
4	風水害発生時における行動	
4－1	活動体制	9
4－2	収束時における撤収等	11
4－3	連絡系統	12
5	行方不明者発生時における行動	
5－1	活動体制	15
5－2	収束時における撤収等	16

1 総則

1-1 本マニュアルの目的

日ごろは本業を有しながらも訓練などを通して消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動だけでなく、地震や風水害といった大規模災害発生時には救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事するとともに、防災思想の普及にあたることで災害の予防に努めることが消防団員の役割です。

消防団活動を行うにあたっては規律ある行動をとることが大切で、全ての団員が自らの安全確保を最優先としたうえで、共通認識を持って活動することが迅速かつ安全な行動につながります。

災害等発生時には、本マニュアルを参考にしながら安全確保に努めつつ行動を行ってください。

なお、本マニュアルは長浜市消防団としての行動に関する基本事項を示すものであり、各々の分団による連絡体制などについては、各分団においてあらかじめ決定しておいて下さい。

また、マニュアルの内容については、今後も各関係機関と連携しながら、適時適切な見直し作業を行っていくものとします。

1-2 活動時や参集時における安全管理

(1) 活動時における安全管理

消防団の業務は多岐にわたっており、団員としての活動の範囲も広範なものとなっています。消防団員として、火災や風水害、その他の事案に対して活動を行う際は、報告や連絡を密にして行動を行うと共に、活動中において危険を察知した場合は決して無理をせずに活動を中止するなど、安全確保を最優先させてください。

なお、活動中において負傷や体調不良が認められた場合は、すみやかに指揮者へ報告の上、活動を中止してください。

(2) 参集時における安全管理等

けがや体調不良などにより活動が行えないと判断される場合は、無理に参集せず消防団活動への参加を自重してください。

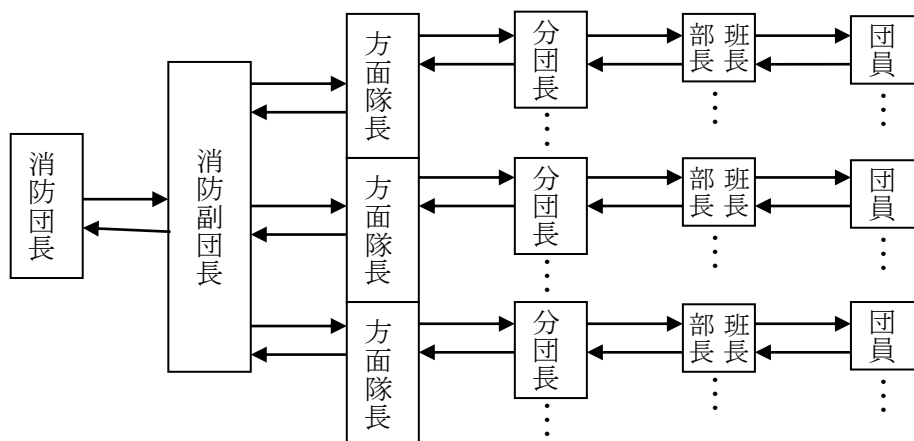
また、勤務中に出勤の命令があった場合は勤務先へ報告し、許可を得た後に行動してください。

なお、参集時における移動については法や規則を遵守し、安全運転に努めて参集してください。

1－3 消防団活動における連絡系統

原則として、消防団長からの命令や指示は消防副団長を通じ方面隊長へなされ、方面隊長より分団長へ、分団長から部長・班長へ、班長から団員へ伝達されます。

また、消防団長への報告についてはこの逆となります。



【参考】消防団の業務（「消防力の整備指針」第38条第1項）

① 火災の鎮圧に関する業務	消火活動、火災発生時における連絡業務、火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）等
② 火災の予防、警戒に関する業務	防火訓練、広報活動等の火災予防活動、年末警戒 等
③ 救助に関する業務	水難・山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の捜索等
④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務	住民の避難、誘導、災害防除活動、災害発生時における連絡業務等
⑤ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務	武力攻撃事態等における避難住民の誘導等
⑥ 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務	応急手当の普及指導、イベント等での警戒や各種イベント等への参加を通じた防火意識の啓発等
⑦ 消防団の庶務の処理等の業務	業務計画の策定、団員の募集等
⑧ その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	地域の実情に応じて、特に必要とされる消防に関連する業務

※ 消防団活動（公務活動）に起因して負傷や疾病にかかった場合は公務災害となり、その診療費や療養費などは公務災害補償制度の対象となります。消防団活動時に負傷などをした場合は必ず報告してください。

2 火災発生時における行動

火災発生時には、原則として長浜市が運用する消防団支援アプリ（以下「ファイヤーチーフ」という。）及び消防本部通信指令課からの携帯電話メール指令（以下「災害情報メール」という。）によって、別に定める火災出動体制により出動するものとなりますが、自己やその他の方法による覚知の場合は速やかに119番通報を行うと共に所属分団長へ報告の上、出動してください。なお、報告を受けた分団長は連絡系統伝達により消防団長へ報告してください。

2-1 初動体制

2-1-1 出動基準

出動体制を第1から第4出動まで区分し、次のとおり消防活動を行うものとします。原則、ファイヤーチーフと災害情報メール指令（発生メール）による出動とし、地域住民の混乱等を避けるため、下記出動区分と分団出動判断基準を確認の上、冷静に出動をお願いします。

（1）第1出動（管轄区域分団出動及び隣接分団出動）

管轄区域分団及び別紙出動体制表により指定された隣接分団が出動します。ただし、管轄分団による自己覚知の場合は、管轄分団長を通じ消防団長へ報告のうえ出動するものとし、現場到着後に応援出動の要否を管轄分団長以上が判断し、隣接分団待機又は第2出動要請を行うものとします。

（2）第2出動（管轄区域方面隊及び隣接方面隊出動）

第1出動隊での活動対応が困難な場合、現場指揮本部との協議により、管轄方面隊長等の指示（応援に必要な分団数を指示）を受け、管轄方面隊内分団又は隣接方面隊分団が出動、又は屯所待機するものとします。

（3）第3出動（管轄地区全分団出動）

第3出動隊で活動対応が困難な場合、現場指揮本部との協議により、消防団長等の指示を受け、管轄地区内全分団が出動するものとします。

（4）第4出動（全分団出動）

第3出動で活動対応が困難な場合、現場指揮本部との協議により、消防団長等の指示を受け、本市消防団全分団を対象として出動するものとします。

火災の規模により出動分団については、その都度指示があるものとします。

分団出動判断基準

① ファイヤーチーフ及び災害情報メールによる出動

② 原則、建物火災及び林野火災で黒煙や多量の白煙又は火炎現認による出動

※ ①、②以外で火災発生（火災かどうか判断できない場合）が予見できる場合は、

1 1 9 番通報を行い管轄分団長（副分団長）の指示により、出動すること。

2－1－2 参集要領

出動命令や連絡を受けた団員は、活動に必要な個人装備を確認の上、屯所（消防団車庫）若しくは火災発生現場へ集合してください。

参集後、分団や班の指揮者は出動可能な人数を把握し、装備を確認の上、出動することとします。

2－2 活動体制

活動時においては、次の指揮体制により活動を行うものとします。活動を行うにあたっては、指揮者への報告や連絡を密にし、指示を受け行動してください。

なお、活動に際し危険を察知した場合は、指揮者の命令を待たずに自己の判断により速やかに危険回避に努めてください。

（１）第１および第２出動における指揮権は、管轄方面隊長が指揮権を行使する。なお、方面隊長が不在または事故ある時は、管轄分団長が指揮権を行使するものとする。

（２）第３出動における指揮権は消防副団長、第４出動における指揮権は消防団長が指揮権を行使するものとする。なお、消防団長が不在または事故ある時は、消防副団長が指揮権を行使する。また、消防団長および消防副団長が不在または事故ある時は、管轄方面隊長が指揮権を行使する。

2－3 収束時における撤収等

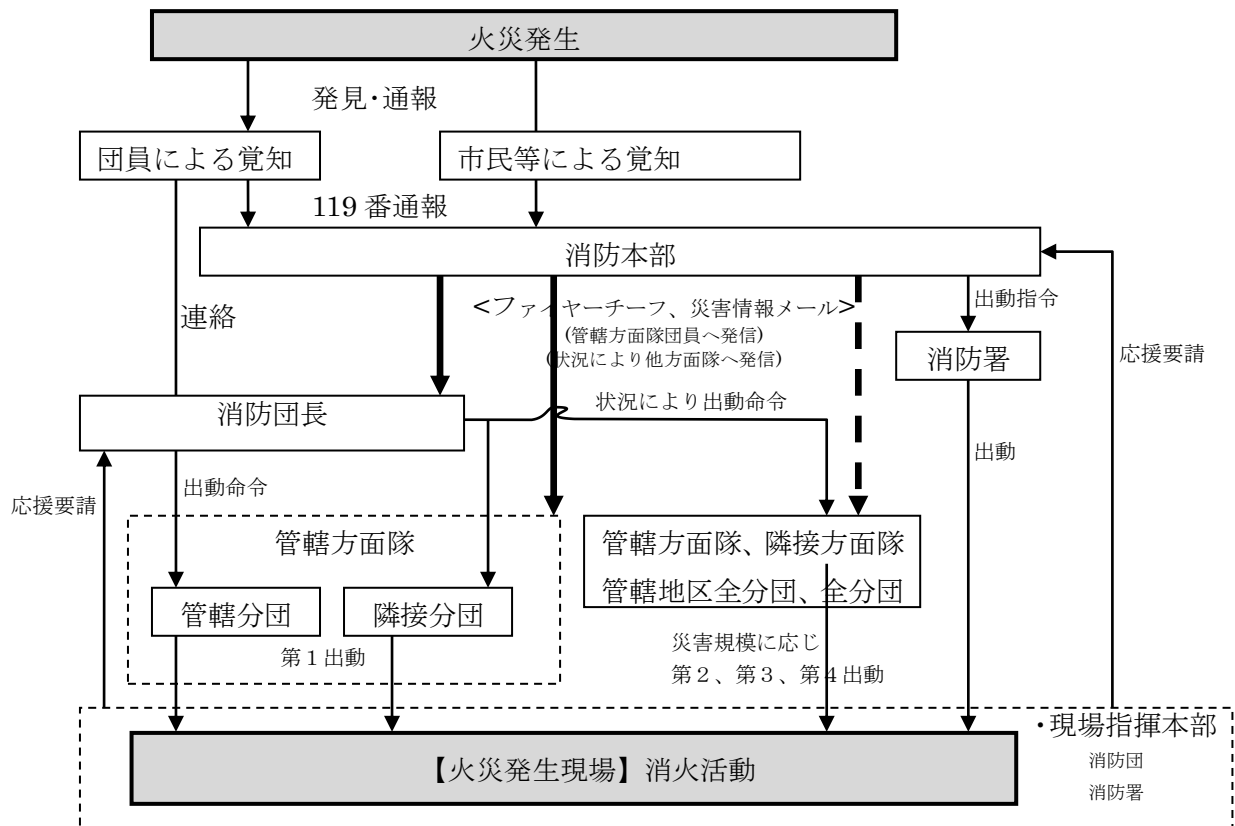
指揮者より撤収命令があった場合は器具等を撤収の上、指示された場所へ集合してください。その際、けがや体調不良がないか確認し、異常が見つかった場合は速やかに指揮者へ報告してください。

なお、現場での消火活動等を終了したときは、消防署等と共に一斉に解散するものとなりますが、状況に応じて、火災発生場所管轄分団等、一部において継続して警戒活動を行っていただく場合があります。その際は、指揮者の指示に従い行動し、長期にわたる活動が予測される場合は交替可能な体制をとり、対応してください。

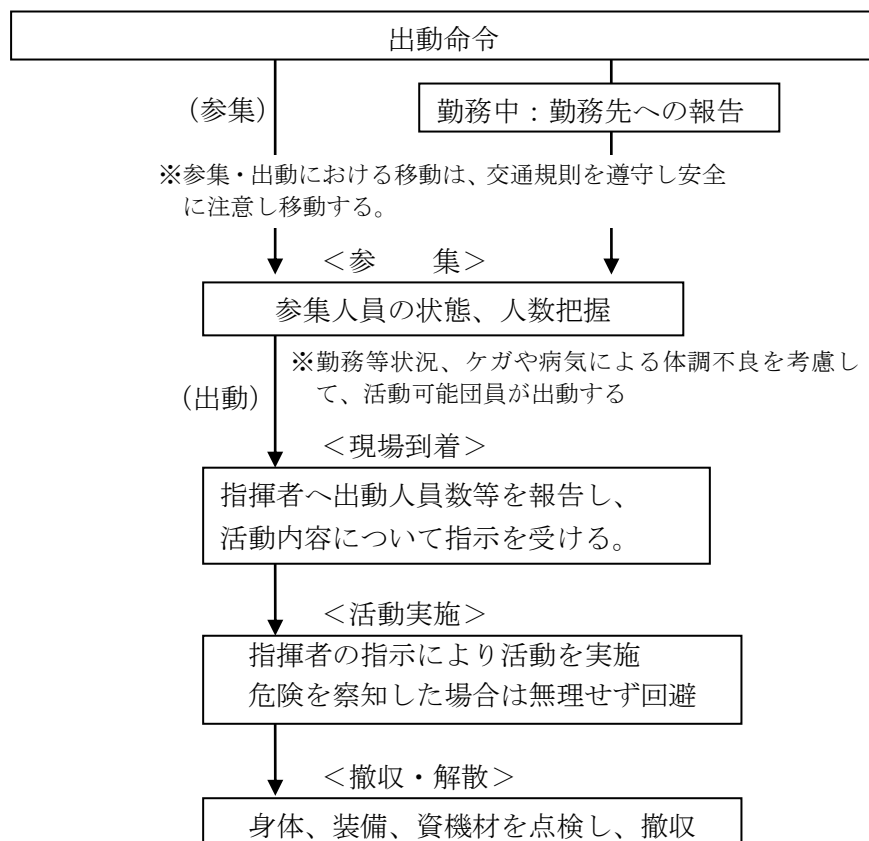
また、解散後においては、速やかに器具等の点検を行い、所定の場所へ収納してください。この際、器具等に異常がある場合は、速やかに指揮者へ報告してください。

火災発生時における情報伝達・行動フローチャート

① 火災発生報の情報伝達



② 火災時における行動



3 地震発生時における行動

地震発生時、まずは自己や家族など個々の安全確保に努めた上、出火防止を行ってください。その上で、テレビやラジオ等により震源地や震度情報を確認し、安全を優先させ状況に応じた行動を行ってください。

なお、命令や指示がない場合においても、被害状況に応じて消火活動や自主防災組織と連携して避難誘導や救助・救出活動、警戒巡視等の活動を行い、状況や活動内容を連絡系統により消防団長へ報告してください。

3-1 活動体制

3-1-1 出動基準及び活動内容

発生した地震の震度に応じ、次のとおり活動を行うものとします。

なお、活動に際し危険を察知した場合は、指揮者の命令を待たずに自己の判断により速やかに危険回避に努めてください。

① 震度4：警戒体制

団員は各自情報収集を行う。

② 震度5弱：災害警戒本部体制

団員は参集及び他活動指示に備えると共に地震発生状況に応じて、被害状況の確認または応急対策にあたる。

消防団長は災害警戒本部員として、収集した被害状況の報告等を災害警戒本部員会議において行うと共に、団員へ活動内容の指示を行う。

③ 震度5強以上：災害対策本部体制

団員は付近の被害状況等の確認を行いながら屯所（車庫）に参集し、住民の避難誘導や救助等を行う。また、被害状況等をすみやかに消防団長へ報告すると共に、消防団長からの指示に備える。

消防団長は災害対策本部員として、収集した被害状況の報告等を災害警戒本部員会議において行うと共に、団員へ活動内容の指示を行う。

また、副団長は消防署または支所において、各地区の指揮、情報収集にあたる。

3-1-2 参集要領

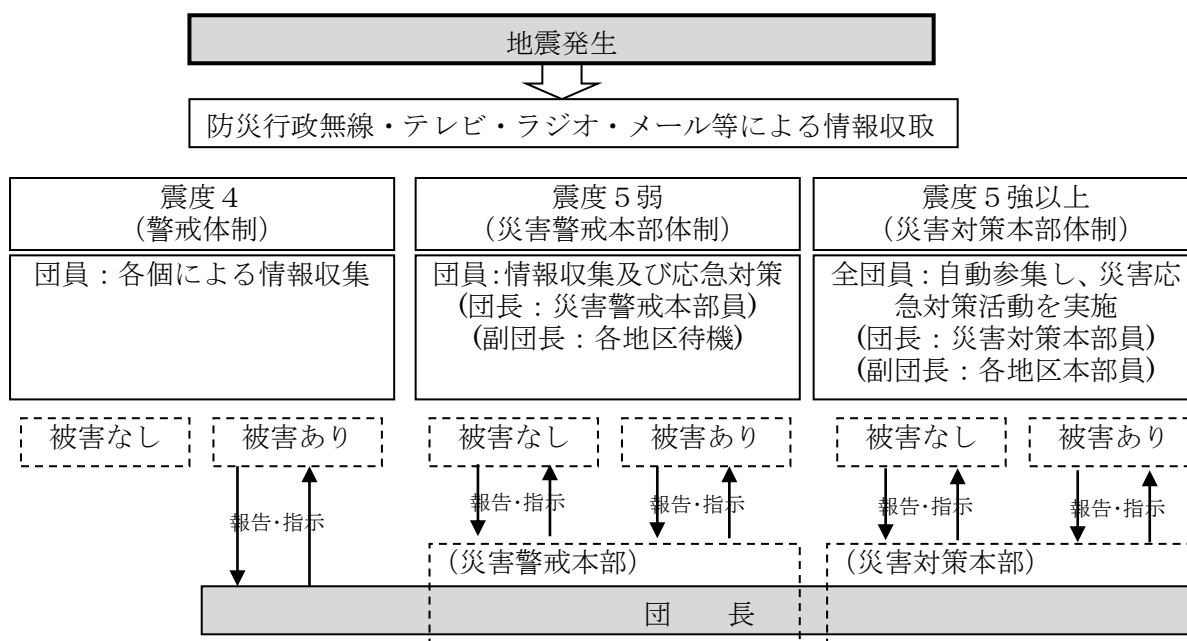
震度5強以上の地震発生時における動員は、原則として自動的に行われるものとします。参集時は、余震の発生などに十分に注意しながら付近の被害状況などの情報収集を行いながら、屯所（車庫）等決められた参集場所へ集合し、命令に従って行動をしてください。

なお、自己及び家族の安全確保や、勤務中に地震が発生した場合においては、職場の同僚等の安否確認を優先させ、それぞれの安全確保の上、参集するものとします。

3－2 収束時における撤収等

活動終了後は、装備や資機材の点検を行い、余震の発生などに注意し、応援要請や次の活動に備えてください。

地震発生時における行動フローチャート



4 風水害発生時における行動

風水害が発生しそうな天候や状況下においては、テレビやラジオ、インターネットなどにより気象予警報や河川の水位、各種水防関係情報を収集し、出動命令に備え状況に応じた配備体制をとってください。

なお、出動時において、市から避難情報がだされた場合には、水防工法実施等の水防活動だけでなく住民の避難誘導にあたり、活動状況や活動内容を連絡系統により消防団長へ報告してください。

4－1 活動体制

活動を行うにあたっては、指揮者への報告や連絡を密にし、指示を受け行動してください。また、危険を察知した場合は直ちに水防活動を中止して避難をするなど、安全確保に努めてください。

- ① 水防のための消防団の出動要請は、市（水防本部長）から消防団長へなされ、団長から各地区副団長、各方面隊等に指示がなされます。
 - ② 水防本部または消防団長の指示を待たず緊急の必要に応じて出動したときは、直ちにその状況を団長に報告すること。
 - ③ 消防団員や地域自主防災組織員等が水防に従事したことにより、死傷・疾病者等が発生したときは、その状況を速やかに団長に報告すること。
 - ④ 単独での活動は決して行わず、分団等組織的な活動とすること。
- なお、水防非常配備の時期および体制や活動の要領は、次によるものとします。

4－1－1 水防非常配備の時期および体制

水防配備の時期および体制は次のとおりとします。

種類	種類		時期	配備体制（具体的行動）
警戒1号体制	第一配備体制	1号	大雨注意報等が発表されたとき	気象情報から各個で情報収集を行う。
警戒2号体制		2号	大雨警報等の警報が発表されたとき	分団長は方面隊長と連携を図り、所属分団員の出動可能人員の把握を行い、災害発生に備える。（連絡のみ）
災害警戒本部体制	第二配備体制		水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	分団長は方面隊長と連携を図り、待機（屯所待機、自宅待機）が必要な場合は分団員に待機指示を行い、河川巡視等が必要と判断した場合は、河川巡視等の情報収集を行う。

			長浜市から早期に避難情報が出た地域については、自治会長と避難困難な高齢者等の情報を共有し、早期避難を促す。 被害が発生する可能性の少ない地域についても応援活動に備え、方面隊長の指示により、所属分団員の出動可能団員の把握を行い、参集に応じられる体制をとる。 (連絡のみ)
災害対策本部体制	第三配備体制	事態が切迫し、危険性が大で、第二配備体制では処理しかねると認められたとき	災害が発生した場合は各分団、方面隊で連携を図り災害対応（水防活動、住民避難誘導等）を行う。方面隊長、分団長は応援要請が必要と判断した場合は管轄副団長に連絡を行う。 被害が発生していない地域についても応援出動ができるよう、管轄方面隊長の指示により、屯所参集等を行う。

なお、台風等、災害発生が予想され、あらかじめ長期的推移が予測される場合は、概ね次のとおり余裕を持って体制整備する。

また、予測困難な線状降水帯等局地的な集中豪雨については、気象情報等により別指示とする。

4-1-2 出動基準

出動基準は、概ね次のとおりとする。

① 消防団員出動準備

ア 大雨、洪水、暴風警報発令

イ 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。

② 待機・参集

ア 水防本部から待機する旨の指令が発せられたときは、速やかに指示された参集場所に集合、または即時対応できるよう自宅等で待機体制をとり、消防団長の指示を待つものとする。

③ 出動

ア 河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水の恐れがあり、かつ、防災危機管理監が必要と認めるとき。

イ 気象状況により水防本部からの出動要請があった場合

4-1-3 活動要領

(1) 災害待機時の活動

① 河川の現況確認、周辺区域の安全確認

② 関連自治会との連絡

③ 資機材（土嚢、照明器具、電源、強力ライト、ライフジャケット等）の確認、消防車の点検

④ 通信機器の点検（指令系統の確認）

（２）水位上昇（はん濫注意水位以上）での監視活動

① 管轄区域内河川の情報収集（本部からのデータ収集 大雨洪水警報発表時間、現在の 10 分単位での水位上昇状況と今後の予測等。）

② 現地確認、分団長への状況報告（報告内容は水位、堤防、周辺雨量、集落内の小河川や、側溝などの状況）分団長は方面隊長へ報告。あわせて集合団員の待機状況（場所、人数）を報告

③ 方面隊長は記録を残し、消防副団長（消防署・分署等待機）へ報告。消防副団長と団係担当は相談して消防団長に報告し、今後の活動の指示を仰ぐ。

④ 消防団長は本部での情報収集を行い、水防活動への移行を指示

（３）避難判断水位を超えた場合の水防活動

① 避難準備情報等発令時の（今後も水位が上昇する）場合は、分団長等の指揮者は団員を河川監視班と避難誘導班に分け、周辺自治会と市、消防署、警察署と連携し、避難所までの誘導路の安全確保（雨量の状況、照明状況、路面状況などの確認）をして誘導活動と併せて消防車で広報を行う。

② 河川監視班は、危険を回避する監視として活動を行う。

③ 土嚢積活動が必要な場合は市職員等と協力して活動を行う。

④ 消防車などによる排水作業が行われる場合は、市職員等と協力して活動を行う。

4－2 収束時における撤収等

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ、気象情報等から水防の必要がなくなった時は配備体制が解除され、連絡系統により連絡がありますので、団員にけがや異常がないか確認し、異常が見つかった場合は速やかに指揮者へ報告してくだ

さい。

また、器具等を使用した場合は器具等の点検を行い、異常がある場合は速やかに指揮者へ報告してください。

4－2－1 水位が安定、低下した場合の撤収活動

- ① 消防車などによる排水活動等については継続して行う。水位低下により活動が完了した場合、土嚢が不要となった場合で撤収する場合は、活動補助を行う。
- ② 避難情報が解除になった場合は、住民の帰宅の支援を行う。
- ③ 帰宅完了、水防工法の完了の場合は、現地から待機場所へ資機材とともに帰路につき点検清掃、整理を行う。
- ④ 活動内容は逐次、分団長から方面隊長に報告。方面隊長は記録をするとともに副団長に報告。
- ⑤ 副団長は状況をまとめて団長に報告する。団長は災害対策本部会議等で報告を行う。

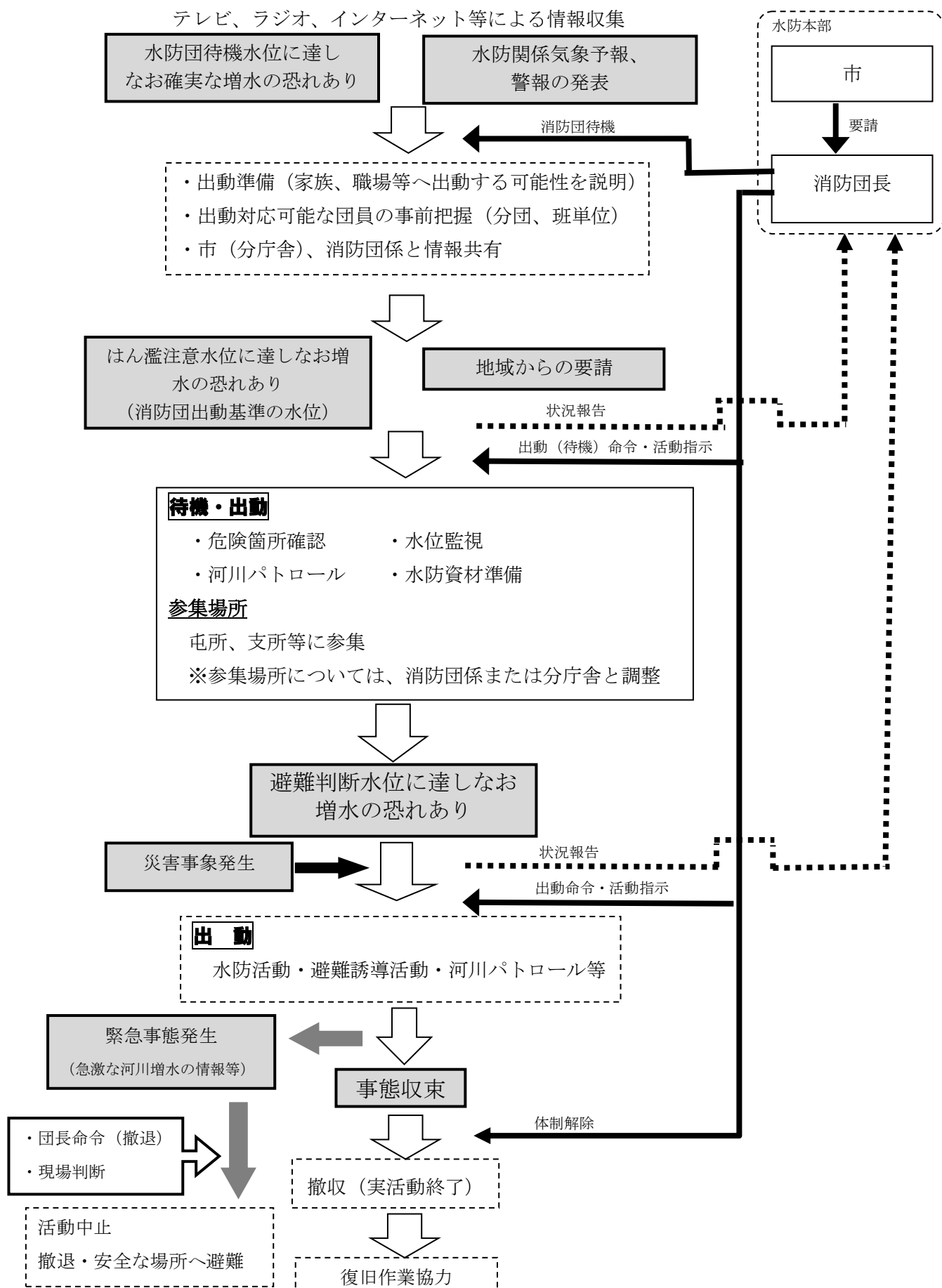
4－2－2 収束、待機解除判断

- ① 災害対策本部体制または災害警戒本部体制から災害警戒準備体制に移行した場合
- ② 避難所が解散となった場合
- ③ 周辺状況が安定し被害が確認されなかった場合
- ④ 団長が現場状況の安定を確認した場合

4－3 連絡系統

連絡は原則として移動系防災行政無線等で行い、電波状況において携帯電話を使用する。(無線体系図別紙)

水防活動時における連絡・活動フローチャート



【参考】量水標および通報ならびにはん濫注意水位（警戒水位）

河川名	量水標所在地	水 位				
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断水位 (特別警戒)	はん濫危険 (危険)	計画高
姉 川	難波町 難波橋	1. 7 m	2. 7 m	3. 4 m	3. 9 m	—
	国友町 国友橋	1. 0 m	1. 6 m	1. 8 m	2. 1 m	—
	今町 今村橋	1. 8 m	2. 1 m	2. 4 m	2. 8 m	—
	野村町 野村橋	—	—	—	—	—
	米原市伊吹町 伊吹	0. 7 5 m	0. 9 m	1. 0 m	1. 1 m	—
高時川	錦織町 錦織橋	2. 2 m	3. 2 m	3. 4 m	3. 7 m	—
	木之本町川合 川合橋	1. 9 m	2. 5 m	2. 8 m	3. 1 m	4. 0 m
	高月町落川 阿弥陀橋	—	—	—	—	—
草野川	太田町 太田橋	1. 0 m	1. 4 m	—	—	2. 3 m
	大門町 大門橋	1. 6 m	2. 7 m	—	—	—
	内保町 湯田橋	0. 8 m	1. 2 m	—	—	—
田 川	中野町 中野馬橋左岸	1. 5 m	2. 0 m	—	—	3. 0 m
	虎姫町月ヶ瀬 月ヶ瀬橋	1. 2 m	2. 1 m	—	—	—
	難波町 弓削橋下左岸	1. 2 m	1. 8 m	—	—	3. 5 m
余呉川	湖北町山本 四条橋	1. 0 m	1. 2 m	—	—	—
	余呉町中之郷 堂木	1. 1 m	1. 5 m	1. 8 m	2. 2 m	—
	木之本町黒田 黒田	0. 8 m	1. 3 m	1. 6 m	1. 9 m	3. 2 m
	高月町西柳野 西柳野	1. 8 m	2. 8 m	—	—	4. 0 m
大川	西浅井町塩津中 岩熊橋	0. 6 m	1. 2 m	—	—	1. 9 m
大浦川	西浅井町大浦 大浦黒山橋	2. 0 m	2. 5 m	—	—	3. 8 m

5 行方不明者発生時における行動

行方不明者が発生し搜索活動が必要となった場合は、警察署が主となり消防署と連携・協力し搜索活動を行うこととなります。

搜索活動については消防団分団や各班による単独行動は決して行わず、搜索対象者の情報や活動範囲などについて関係機関と情報共有を密にし行動してください。

また、地域自治会等から搜索を依頼されることもあります。消防団組織として活動を行うことに留意してください。なお、搜索活動の際は、2次災害の発生に十分注意し行動してください。

5－1 活動体制

5－1－1 現地搜索調整、搜索体制の決定

団長からの出動指示を受けた方面隊長は現場へ出動し、現地にて警察署、消防署と搜索活動体制にかかる事項について協議の場を持ち、次の事項について協議し搜索体制について決定する。

(1) 協議事項

- ① 事案発生概要および経過確認、情報の共有
- ② 現地状況の掌握（地理・地域特性等）
- ③ 搜索規模の決定（人員・範囲）
- ④ 関係機関の要請（事案特性に対する専門機関）
- ⑤ 道先案内人、地元有識者等の要請
- ⑥ 必要車両、資機材（地図関連用具含む）の確認、調達
- ⑦ 報道機関への対応（警察報道発表に一元化する体制）
- ⑧ 家族、地元関係者への対応
- ⑨ 気象状況の確認（天候、日出・日没等）

(2) 搜索体制の決定

- ① 各機関の動員数
- ② 搜索班編成（班数、班長、班員数、車両、資機材、搜索範囲等）
- ③ 搜索活動の開始終了時刻

④ 搜索拠点の場所（集結場所）

⑤ 連絡体制

5－1－2 消防団員参集、活動

方面隊長は決定した動員数により団員へ集結場所への出動要請を行います。

参集した団員は、方面隊長から現地における調整結果に基づく次の事項を確認し、班編成や搜索班員等の指示を受けて活動を行うものとします。

① 班員の確認（班長は班員数等の掌握）

② 連絡手段の確立（無線機等の携行、連絡先）

③ 行方不明者の概要（特徴等の再確認）

④ 班の搜索範囲、ルート、集結場所・時間の確認

⑤ 搜索終了時間の確認

⑥ 資機材の確認（地図関連用具含む）

5－1－3 搜索活動の継続、終了

【発見】

① 行方不明者の氏名等情報確認

② 搬送を要する場合の搬送機関の選別

【発見に至らず】

① 搜索活動継続可否の協議（決定）

- ・継続 → 搜索活動体制の再協議（決定）
- ・打ち切り → 家族等への説明（承諾）

5－2 収束時における撤収等

搜索後は、搜索結果により搜索活動の終了や継続に関する活動方針が示されます。

撤収時には人員や使用資機材の確認を行い、異常があれば速やかに指揮者へ報告してください。

また、複数日に渡り搜索活動が行われる場合は、団員の勤務や健康状態に影響がないよう配慮をし、交替体制を整えて下さい。

○ 行方不明者発生時の連絡・活動体制図

